

医薬品名	添付文書記載の性状より	有効成分	南江堂「今日のジェネリック医薬品2012 2013」より先発・ジェネリックの別	ワセリン	パラフィン	カルボキシルポリマー	ゲル化炭化水素	処方(組成)
クリーム	ベタメタゾン吉草酸エステルクリーム0.12%「YD」		ベタメタゾン吉草酸エステル	ジェネリック	○			ワセリン、セタノール、マクロゴール、ステアリン酸グリセリン、ラウロマクロゴール、ポリオキシエチレンセチルエーテル、メチルパラベン、ブチルパラベン、クエン酸水和物
クリーム	リンデロン-VGクリーム0.12%		ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩	局 先発	○	○		パラオキシ安息香酸ブチル1.8mg;パラオキシ安息香酸メチル0.2mg;白色ワセリン、流動パラフィン、セタノール、ポリオキシエチレンステアリアルエーテル、リン酸二水素ナトリウム、リン酸、水酸化ナトリウム
クリーム	ベトノバルGクリーム0.12%	親水性	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩	局 ジェネリック	○	○		<基剤>白色ワセリン、流動パラフィンを主体とする親水性基剤 <添加物>クロクロレゾール、セトマクロゴール、セトステアリアルアルコール、流動パラフィン、ワセリン、pH調整剤、リン酸二水素Na
クリーム	デルモゾールGクリーム		ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩	局 ジェネリック				セタノール、中鎖脂肪酸トリグリセリド、ポリオキシエチレンセチルエーテル、セトマクロゴール、ポリオキシエチレンステアリアルエーテル、エチルパラベン、ブチルパラベン、プロピレングリコール、エデト酸Na、pH調節剤2成分、その他1成分
軟膏	アンテベート軟膏0.05%	油性軟膏	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	先発	○	○	○	スクワラン、ゲル化炭化水素、パラフィン、白色ワセリン
軟膏	サレックス軟膏0.05%	油脂性軟膏	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	ジェネリック	○	○		白色ワセリン、パラフィン、流動パラフィン
軟膏	アンフラベート0.05%軟膏		ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	ジェネリック	○			ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油40、プロピレングリコール、白色ワセリン
軟膏	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル軟膏0.05%「JG」		ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	ジェネリック	○			ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油40、プロピレングリコール、白色ワセリン
クリーム	アンテベートクリーム0.05%		ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	先発	○			セタノール、スクワラン、白色ワセリン、ポリオキシエチレンセチルエーテル、モノステアリン酸グリセリン、プロピレングリコール、パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸プロピル、無水リン酸一水素ナトリウム、クエン酸水和物
クリーム	アンフラベート0.05%クリーム		ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	ジェネリック				クロタミド、モノステアリン酸グリセリン、ステアリン酸ポリオキシル40、ステアリアルアルコール、ポリソルベート60、スクワラン、中鎖脂肪酸トリグリセリド、ジメチルポリシロキサン、メチルパラベン、プロピルパラベン、グリセリン、クエン酸水和物、pH調整剤
クリーム	サレックスクリーム0.05%		ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	ジェネリック				セタノール、中鎖脂肪酸トリグリセリド、セトマクロゴール、ポリオキシエチレンステアリアルエーテル、ポリオキシエチレンセチルエーテル、エチルパラベン、ブチルパラベン、プロピレングリコール、エデト酸Na、pH調節剤2成分、その他1成分
軟膏	ヘパリンZ軟膏500単位/g		ヘパリンナトリウム	先発		○		精製ラノリン、ミリスチン酸イソプロピル、セタノール、トリエタノールアミン、パラオキシ安息香酸ブチル、ステアリン酸、流動パラフィン、ソルビタンセスキオレイン酸エステル
軟膏	ペセタ軟膏		ヘパリンナトリウム	ジェネリック				ミリスチン酸イソプロピル、セタノール、ポリソルベート80、プロピレングリコール、メチルパラベン、ブチルパラベン
軟膏	クラドイド軟膏0.3%	クリーム状軟膏剤	ヘパリン類似物質	ジェネリック(クリームのジェネリック)	○			セトマクロゴール、ステアリン酸グリセリン、中鎖脂肪酸トリグリセリド、セトステアリアルアルコール、ワセリン、プロピレングリコール、グリセリン、メチルパラベン、プロピルパラベン、エデト酸Na、ジイソプロパノールアミン、pH調整剤を含有する。
軟膏	セレロイズ軟膏0.3%	乳剤性軟膏剤	ヘパリン類似物質	ジェネリック(クリームのジェネリック)	○			自己乳化型ステアリン酸グリセリン、ポリオキシエチレンセチルエーテル、大豆レシチン、セタノール、白色ワセリン、トリ(カプリル・カプリン酸)グリセリン、トコフェロール酢酸エステル、ジメチルポリシロキサン、チモール、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸メチル、グリセリン
軟膏	ヘパダーム軟膏0.3%	クリーム状軟膏剤	ヘパリン類似物質	ジェネリック(クリームのジェネリック)	○			グリセリン、白色ワセリン、ステアリン酸、セトステアリアルアルコール、ミリスチルアルコール、トリエタノールアミン、パラオキシ安息香酸メチル、チモール、パラオキシ安息香酸プロピル
クリーム	ヒルドイドクリーム0.3%		ヘパリン類似物質	先発	○			グリセリン、ステアリン酸、水酸化カリウム、白色ワセリン、ラノリンアルコール、セトステアリアルアルコール、乳化セトステアリアルアルコール、ミリスチルアルコール、チモール、パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸プロピル、イソプロパノール
クリーム	ビーソフテンクリーム0.3%		ヘパリン類似物質	ジェネリック	○	○		セタノール、ワセリン、流動パラフィン、ミリスチン酸イソプロピル、ステアリン酸マクロゴール、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸メチル、プロピレングリコール、D-ソルビトール
クリーム	エアリートクリーム0.3%		ヘパリン類似物質	ジェネリック				セトステアリアルアルコール、エデト酸Na、チモール、ジエタノールアミン、ステアリン酸、1,3-ブチレングリコール、合成スクワラン、ステアリン酸ポリオキシル、モノステアリン酸グリセリン
ゲル	ヒルドイドゲル0.3%		ヘパリン類似物質	先発			○	イソプロパノール、プロピレングリコール、トリイソプロパノールアミン、カルボキシルニールポリマー、香料

医薬品名		添付文書記載の性状より	有効成分	南江堂「今日のジェネリック医薬品2012 2013」より先発・ジェネリックの別	ワセリン	パラフィン	カルボキシビニルポリマー	ゲル化炭化水素	処方(組成)
ゲル	ヘパダームゲル0.3%		ヘパリン類似物質	ジェネリック			○		イソプロパノール、トリエタノールアミン、カルボキシビニルポリマー、プロピレングリコール、香料
ゲル	ゼムロンゲル0.3%		ヘパリン類似物質	ジェネリック			○		カルボキシビニルポリマー、トリイソプロパノールアミン、プロピレングリコール、イソプロパノール、香料
ゲル	エアリートゲル0.3%		ヘパリン類似物質	ジェネリック			○		ジイソプロパノールアミン、エタノール、チモール、カルボキシビニルポリマー、ハアセチルしょ糖、アジピン酸ジイソプロピル、トリアセチン、1,3-ブチレングリコール
ゲル	ホソイドゲル0.3%		ヘパリン類似物質	ジェネリック			○		カルボキシビニルポリマー、プロピレングリコール、トリイソプロパノールアミン、イソプロパノール
ゲル	ビーソフテンゲル0.3%		ヘパリン類似物質	ジェネリック			○		カルボキシビニルポリマー、ジイソプロパノールアミン、プロピレングリコール、イソプロパノール、香料
軟膏	ヒルドイドソフト軟膏0.3%	油中水型(添付文書には記載無し)	ヘパリン類似物質	先発	○	○			グリセリン、スクワラン、軽質流動パラフィン、セレシン、白色ワセリン、サラシミツロウ、グリセリン脂肪酸エステル、ジブチルヒドロキシトルエン、エデト酸ナトリウム水和物、パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸プロピル
軟膏	ジルダザック軟膏3%		ベンダザック	先発	○	○			添加物:白色ワセリン、マイクロクリスタリンワックス、軽質流動パラフィン
軟膏	イワザック軟膏3%		ベンダザック	ジェネリック	○	○			白色ワセリン、流動パラフィン、ステアリン酸グリセリン、ミリスチン酸イソプロピル
軟膏	ジベンザック軟膏 3%		ベンダザック	ジェネリック	○	○			ワセリン、ステアリルアルコール、ステアリン酸、ミリスチン酸イソプロピル、流動パラフィン
クリーム	ジベンザッククリーム3%		ベンダザック	ジェネリックのみ(先発は軟膏にあり)	○	○			ワセリン、プロピレングリコール、ステアリルアルコール、マクロゴール、流動パラフィン、自己乳化型ステアリン酸グリセリン、ポリオキシエチレンセチルエーテル、ステアリン酸ポリオキシシル、尿素、ブチルパラベン、エチルパラベン
ゲル	イソジンゲル10%	水溶性軟膏	ポビドンヨード	先発					マクロゴール4000、マクロゴール6000、マクロゴール400、pH調整剤
ゲル	ネグミンゲル10%		ポビドンヨード	ジェネリック					マクロゴール400、マクロゴール4000、マクロゴール6000、ヨウ化ナトリウム、pH調節剤
ゲル	ネオヨジンゲル10%	水溶性軟膏	ポビドンヨード	ジェネリック					ポリエチレングリコール、プロピレングリコール、グリセリン、ヨウ化K、pH調節剤
ゲル	ポピヨジンゲル10%		ポビドンヨード	ジェネリック					マクロゴール400、マクロゴール4000、pH調整剤を含有する。
軟膏	オキサロール軟膏25 μg/g		マキサカルシトール	先発	○				添加物:白色ワセリン、中鎖脂肪酸トリグリセリド、無水エタノール
軟膏	ソルバノン		マクロゴール	基剤					日局マクロゴール4000;0.5g日局マクロゴール400; 0.5g
軟膏	マクロゴール軟膏「ヨシダ」		マクロゴール	基剤					マクロゴール4000(440g);マクロゴール400(560g)
軟膏	マクロゴール軟膏		マクロゴール	基剤					マクロゴール4000 50g;マクロゴール400 50g 含有。
軟膏	マクロゴール軟膏・カルボベース		マクロゴール	基剤					マクロゴール4000 50g;マクロゴール400 50g 含有。
軟膏	ソルベース		マクロゴール	基剤					マクロゴール400;50g・マクロゴール4000; ;50g
クリーム	フロリードDクリーム1%		ミコナゾール硝酸塩	先発		○			ポリオキシエチレンセチルエーテル、自己乳化型モノステアリン酸グリセリン、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸メチル、ミリスチン酸イソプロピル、軽質流動パラフィン、セタノール
クリーム	アムリードクリーム1%		ミコナゾール硝酸塩	ジェネリック		○			自己乳化型ステアリン酸グリセリン、ポリオキシエチレンセチルエーテル、セタノール、流動パラフィン、ミリスチン酸イソプロピル、プロピルパラベン、メチルパラベン
クリーム	ミコナゾール硝酸塩クリーム1%「タイヨー」		ミコナゾール硝酸塩	ジェネリック		○			自己乳化型モノステアリン酸グリセリル、セタノール、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸メチル、ポリオキシエチレンセチルエーテル、ミリスチン酸イソプロピル、流動パラフィン
軟膏	白色軟膏「ヨシダ」		ミツロウ	基剤	○				サラシミツロウ50g、ソルビタンセスキオレイン酸エステル20g、白色ワセリン適量を含む。
軟膏	白色軟膏		ミツロウ	基剤	○				サラシミツロウ 5g セスキオレイン酸ソルビタン 2g 白色ワセリン 適量 及び添加物としてジブチルヒドロキシトルエンを含有する。
軟膏	単軟膏「ホエイ」		ミツロウ	基剤					日局植物油 適量 ジブチルヒドロキシトルエンを含有
軟膏	単軟膏「ヨシダ」		ミツロウ	基剤					ミツロウ330g、植物油適量を含有する。添加物としてジブチルヒドロキシトルエンを含有する。
軟膏	単軟膏		ミツロウ	基剤					ミツロウ 33g・ダイズ油 適量 及び添加物としてジブチルヒドロキシトルエン 含有。
軟膏	オクソラレン軟膏0.3%	w/o型軟膏	メキサレン	先発	○	○			軽質流動パラフィン・白色ワセリン・サラシミツロウ・プロピレングリコール・ポリオキシエチレンオレイルエーテルリン酸ナトリウム・ポリオキシエチレンセチルエーテル・ラウロマクロゴール・ホスタファットKW340N
軟膏	フルメタ軟膏		モメタゾンフランカルボン酸エステル	先発	○	○			N-メチル-2-ピロリドン、炭酸プロピレン、リン酸、アスコルビン酸、グリセリン脂肪酸エステル、流動パラフィン、白色ワセリン

医薬品名	添付文書記載の性状より	有効成分	南江堂「今日のジェネリック医薬品2012 2013」より先発・ジェネリックの別	ワセリン	パラフィン	カルボキシビニルポリマー	ゲル化炭水素	処方(組成)
軟膏	フランカルボン酸モメタゾン軟膏0.1%「イワキ」	油性軟膏	モメタゾンフランカルボン酸エステル	ジェネリック	○			サラシミツロウ、白色ワセリン、ステアリン酸プロピレングリコール、ヘキシレングリコール、pH調節剤
軟膏	マイセラ軟膏0.1%		モメタゾンフランカルボン酸エステル	ジェネリック	○			炭酸プロピレン、乳酸、プロピレングリコール、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油40、サラシミツロウ、白色ワセリン
クリーム	フルメタクリーム		モメタゾンフランカルボン酸エステル	先発	○			セバシン酸ジエチル、グリセリン脂肪酸エステル、モノステアリン酸ソルビタン、ポリオキシエチレンセチルエーテル、セタノール、白色ワセリン、リン酸
クリーム	フランカルボン酸モメタゾンクリーム0.1%「イワキ」		モメタゾンフランカルボン酸エステル	ジェネリック	○			セタノール、白色ワセリン、ステアリン酸グリセリン、セバシン酸ジエチル、1,3-ブチレングリコール、ステアリン酸ソルビタン、ポリオキシエチレンセチルエーテル、エチルパラベン、ブチルパラベン、エデト酸Na、pH調節剤2成分、その他1成分
クリーム	マイセラクリーム0.1%		モメタゾンフランカルボン酸エステル	ジェネリック	○			白色ワセリン、セタノール、モノステアリン酸グリセリン、ポリオキシエチレンセチルエーテル、モノステアリン酸ソルビタン、セバシン酸ジエチル、パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸プロピル、エデト酸ナトリウム水和物、乳酸、pH調節剤
軟膏	カデックス軟膏0.9%		ヨウ素	先発				カデキソマー150 マクロゴール400、マクロゴール4000
軟膏	カデックス軟膏分包45mg		ヨウ素	先発				カデキソマー150:マクロゴール300、マクロゴール1500
軟膏	ヨードコート軟膏0.9%		ヨウ素	先発				ヨウ化カリウム、カルメロースナトリウム、ポリアクリル酸部分中和物、白糖、合成ヒドロタルサイト、マクロゴール4000、マクロゴール400、pH調節剤、その他2成分
軟膏	アスタット軟膏1%		ラノコナゾール	先発	○			白色ワセリン
軟膏	ラノコナゾール軟膏1%「イワキ」		ラノコナゾール	ジェネリック	○			白色ワセリン
クリーム	アスタットクリーム1%		ラノコナゾール製剤	先発				ステアリルアルコール、セタノール、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸メチル、ジブチルヒドロキシトルエン、セバシン酸ジエチル、中鎖脂肪酸トリグリセリド、ポリソルベート60、モノステアリン酸ソルビタン
クリーム	ラノコナゾールクリーム1%「イワキ」		ラノコナゾール製剤	ジェネリック				セトステアリルアルコール、セバシン酸ジエチル、中鎖脂肪酸トリグリセリド、ポリソルベート60、ステアリン酸ソルビタン、エチルパラベン、ブチルパラベン、ジブチルヒドロキシトルエン、エデト酸Na、pH調節剤2成分
軟膏	リフラップ軟膏5%	乳剤性軟膏剤	リゾチーム塩塩	先発	○	○		流動パラフィン、白色ワセリン、サラシミツロウ、パルミチン酸セチル、オクチルドデカノール、セタノール、ステアリルアルコール、パラフィン、モノステアリン酸ソルビタン、ポリオキシエチレンセチルエーテル、ステアリン酸ポリオキシリル40、ステアリン酸アルミニウム、D-ソルビトール液、パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸エチル、パラオキシ安息香酸プロピル、リン酸水素ナトリウム水和物
クリーム	エムラクリーム		リドカイン・プロピトカイン配合	先発のみ			○	ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、カルボキシビニルポリマー、pH調節剤
クリーム	ゼフナートクリーム2%	o/w親水性基剤	リラナフタート					ステアリルアルコール*プロピレングリコール、ポリオキシエチレンセチルエーテルリン酸ナトリウム、ジブチルヒドロキシトルエン、1,3-ブチレングリコール、パラオキシ安息香酸メチル
クリーム	ルリコンクリーム1%		ルリコナゾール	先発のみ				ジブチルヒドロキシトルエン、ステアリン酸ソルビタン、セトステアリルアルコール*プロピレングリコール、ベンジルアルコール、ポリソルベート60、ミリスチン酸イソプロピル、パラオキシ安息香酸メチル
ゲル	ロキソニンゲル1%	ゼリー状軟膏	ロキソプロフェンナトリウム水和物	先発			○	エタノール、1,3-ブチレングリコール、ヒプロメロース、カルボキシビニルポリマー、トリエタノールアミン
軟膏	ボチシート20%	シート状	亜鉛華	記載無し	○	○		流動パラフィン、サラシミツロウ、ソルビタンセスキオレイン酸エステル、白色ワセリン
軟膏	レダマイシン軟膏		塩酸デメチルクロルテラサイクリン	先発	○			パラベン、ラノリン、ワセリン
軟膏	亜鉛華(10%)単軟膏「ホエイ」		酸化亜鉛	ジェネリック 先発無し				成分・含量(1g中):日本薬局方 酸化亜鉛 100mg含有 添加物:ダイズ油、ミツロウ、ジブチルヒドロキシトルエン
軟膏	亜鉛華(10%)単軟膏シオエ		酸化亜鉛	ジェネリック 先発無し				日本薬局方 酸化亜鉛、ミツロウ、ダイズ油
軟膏	亜鉛華(10%)単軟膏「ヨシダ」		酸化亜鉛	ジェネリック 先発無し				ミツロウ、ダイズ油、ジブチルヒドロキシトルエンを含有する。
軟膏	サトウザルベ軟膏10%・20%		酸化亜鉛	ジェネリック 先発無し				サラシミツロウ、ナタネ油

医薬品名	添付文書記載の性状より	有効成分	南江堂「今日のジェネリック医薬品2012 2013」より先発・ジェネリックの別	ワセリン	パラフィン	カルボキシンビニルポリマー	ゲル化炭化水素	処方(組成)
軟膏	亜鉛華(10%)単軟膏.YI		酸化亜鉛	ジェネリック 先発無し				サラシミツロウ、ダイズ油、ジブチルヒドロキシトルエンを含有する。
軟膏	亜鉛華(10%)単軟膏「コザカイ・M」		酸化亜鉛	ジェネリック 先発無し				ダイズ油、サラシミツロウ、ジブチルヒドロキシトルエンを含有する。
軟膏	亜鉛華(10%)単軟膏「ニコー」		酸化亜鉛	ジェネリック 先発無し				100g中 酸化亜鉛 10g及び添加物としてミツロウ、ダイズ油、ジブチルヒドロキシトルエンを含有する。
軟膏	亜鉛華軟膏「ホエイ」		酸化亜鉛	局方品	○	○		日本薬局方 酸化亜鉛 200mg含有 流動パラフィン、サラシミツロウ、ソルビタンセスキオレイン酸エステル、ジブチルヒドロキシトルエン、クエン酸、白色ワセリン
軟膏	亜鉛華軟膏「ヨシダ」		酸化亜鉛	局方品	○	○		流動パラフィン、サラシミツロウ、セスキオレイン酸ソルビタン、白色ワセリン、ジブチルヒドロキシトルエンを含有する。
軟膏	亜鉛華軟膏		酸化亜鉛	局方品	○	○		流動パラフィン、サラシミツロウ、セスキオレイン酸ソルビタン、モノステアリン酸グリセリン、ジブチルヒドロキシトルエン、白色ワセリンを含有する。
軟膏	亜鉛華軟膏「コザカイ・M」		酸化亜鉛	局方品	○	○		白色ワセリン、サラシミツロウ、流動パラフィン、セスキオレイン酸ソルビタンを含有する。
軟膏	亜鉛華軟膏		酸化亜鉛	局方品	○	○		流動パラフィン、サラシミツロウ、ソルビタンセスキオレイン酸エステル、白色ワセリン、ブチルヒドロキシアニソール、ジブチルヒドロキシトルエンを含有する。
軟膏	亜鉛華軟膏<ハチ>		酸化亜鉛	局方品	○	○		流動パラフィン、サラシミツロウ、ソルビタンセスキオレイン酸エステル、白色ワセリン、ブチルヒドロキシアニソール、ジブチルヒドロキシトルエンを含有する。
軟膏	亜鉛華軟膏.OY		酸化亜鉛	局方品	○	○		流動パラフィン、サラシミツロウ、白色ワセリン、ソルビタンセスキオレイン酸エステル
軟膏	亜鉛華軟膏「ニコー」		酸化亜鉛	局方品	○	○		100g中酸化亜鉛 20g及び添加物として流動パラフィン、サラシミツロウ、ソルビタンセスキオレイン酸エステル、白色ワセリン 含有。
軟膏	亜鉛華軟膏シオエ		酸化亜鉛	局方品		○		流動パラフィン、白色軟膏
軟膏	亜鉛華軟膏「JG」		酸化亜鉛	局方品	○	○		流動パラフィン、サラシミツロウ、セスキオレイン酸ソルビタン、白色ワセリン、ジブチルヒドロキシトルエン
軟膏	亜鉛華軟膏		酸化亜鉛	局方品				セスキオレイン酸ソルビタン
軟膏	亜鉛華・サリチル酸軟膏(ラッサパスタ)		酸化亜鉛	記載無し	○			パレイショデンプン、白色ワセリン 含有。
軟膏	ウイルソン軟膏「東豊」(添付文書 PDFファイル PMDA準備中)		酸化亜鉛	記載無し				酸化亜鉛・豚脂・硬化油・サラシミツロウ
軟膏	ポステリザン(軟膏)	油性軟膏	大腸菌死菌	先発	○			精製ラノリン・白色ワセリン・フェノール
軟膏	強力ポステリザン(軟膏)	油性軟膏	大腸菌死菌 ヒドロコロチゾン	先発	○			精製ラノリン・白色ワセリン・フェノール
軟膏	ケラチナミンコーワ軟膏20%	乳剤性軟膏剤	尿素	先発	○	○		ワセリン、流動パラフィン、セタノール、ステアリンアルコール、ポリソルベート60、ステアリン酸ソルビタン、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、グリシン
軟膏	パスタロンソフト軟膏10%		尿素	先発		○		ステアリン酸Al、ステアリン酸Mg、サラシミツロウ、マイクロクリスタリンワックス、流動パラフィン、グリセリン脂肪酸エステル、グリシン、ブチルパラベン、メチルパラベン、BHT、エデト酸Na
軟膏	パスタロンソフト軟膏20%		尿素	先発		○		グリセリン 脂肪酸エステル、ブチルパラベン、メチルパラベン、エデト酸Na、BHT、グリシン、サラシミツロウ、流動パラフィン、マイクロクリスタリンワックス、ステアリン酸Al
軟膏	ウリモックス軟膏 →ウリモックスクリームへ変更		尿素	ジェネリック(クリームのエネリック)				スクワラン、セタノール、1, 3-ブチレングリコール、ステアリン酸、ステアリン酸グリセリン、メチルパラベン、ブチルパラベン、その他3成分
軟膏	ワイドコール20→ワイドコールクリームへ変更	乳剤性軟膏剤	尿素	ジェネリック(クリームのエネリック)				スクワラン、セタノール、1, 3-ブチレングリコール、ステアリン酸、自己乳化型ステアリン酸グリセリン、メチルパラベン、ブチルパラベン、その他3成分
軟膏	ケラベンス軟膏20%	親水性軟膏剤	尿素	ジェネリック	○	○		DL-アラニン、ステアリン酸グリセリン、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、ワセリン、流動パラフィン、ステアリンアルコール、トコフェロール酢酸エステル、シリコン樹脂、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸メチル、プロピレングリコール
軟膏	アセチロール軟膏10		尿素	ジェネリック		○		グリセリン、水酸化カリウム、ステアリン酸、ステアリン酸グリセリン、ステアリン酸ポリエチレングリコール、セタノール、ハードファット、パルミチン酸セチル、1, 3-ブチレングリコール、流動パラフィン、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸プロピル

医薬品名	添付文書記載の性状より	有効成分	南江堂「今日のジェネリック医薬品2012 2013」より先発・ジェネリックの別	ワセリン	パラフィン	カルボキシビニルポリマー	ゲル化水素	処方(組成)
軟膏	アセチロール軟膏20	尿素	ジェネリック		○			グリセリン、水酸化カリウム、ステアリン酸、ステアリン酸グリセリン、ステアリン酸ポリエチレングリコール、セタノール、ハードファット、パルミチン酸セチル、1,3-ブチレングリコール、流動パラフィン、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸プロピル
軟膏	ベギン軟膏10	尿素	ジェネリック		○			濃グリセリン、1,3-ブチレングリコール、軽質流動パラフィン、セタノール、モノステアリン酸グリセリン、モノステアリン酸ポリエチレングリコール、ステアリン酸、ハードファット、パルミチン酸セチル、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸プロピル、水酸化カリウムを含有
軟膏	ベギン軟膏20	尿素	ジェネリック		○			濃グリセリン、1,3-ブチレングリコール、軽質流動パラフィン、セタノール、モノステアリン酸グリセリン、モノステアリン酸ポリエチレングリコール、ステアリン酸、ハードファット、パルミチン酸セチル、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸プロピル、水酸化カリウムを含有
クリーム	パスタロンクリーム10%	尿素	先発2		○			トリエタノールアミン、塩化Na、流動パラフィン、ステアリン酸、セタノール、自己乳化型ステアリン酸グリセリン、ソルビン酸、ジメチルポリシロキサン、二酸化ケイ素
クリーム	パスタロンクリーム20%	o/w型 尿素	先発1	○	○			グリシン、ワセリン、流動パラフィン、セタノール、ステアリルアルコール、ポリソルベート60、ステアリン酸ソルビタン、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、ブチルパラベン、メチルパラベン
クリーム	ウレパールクリーム10%	油性成分基材 尿素	先発1					パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸ブチル、ジブチルヒドロキシトルエン、セチル硫酸ナトリウム、セタノール、乳酸ナトリウム(pH調整剤)、乳酸(pH調整剤)、親油性モノステアリン酸グリセリン、コレステロール、ハードファット、メチルポリシロキサン、グリシン、DL-アラニン、塩化ナトリウム、精製水
クリーム	ウレアクリーム20%「イワキ」	尿素	ジェネリック		○			グリセリン、流動パラフィン、サラシミツロウ、パラフィン、イソステアリルグリセリルエーテル、エチルパラベン、ブチルパラベン、エデト酸Na、ジブチルヒドロキシトルエン、塩化アンモニウム、pH調節剤2成分
クリーム	ウリモックスクリーム10%	尿素	ジェネリック					スクワラン、セタノール、1,3-ブチレングリコール、ステアリン酸、ステアリン酸グリセリン、メチルパラベン、ブチルパラベン、その他3成分
クリーム	ワイドコールクリーム20%	尿素	ジェネリック					スクワラン、セタノール、1,3-ブチレングリコール、ステアリン酸、自己乳化型ステアリン酸グリセリン、メチルパラベン、ブチルパラベン、その他3成分
クリーム	ケラチナミンコーワクリーム20%	尿素	記載無し	○	○			ワセリン、流動パラフィン、セタノール、ステアリルアルコール、ポリソルベート60、ステアリン酸ソルビタン、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、グリシン
軟膏	親水軟膏	白色ワセリン	基剤	○				白色ワセリン25g・ステアリルアルコール20g・プロピレングリコール12g・ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油60・4g・モノステアリン酸グリセリン1g・パラオキシ安息香酸メチル0.1g・パラオキシ安息香酸プロピル0.1g・精製水適量
軟膏	親水軟膏「ホエイ」	白色ワセリン	基剤	○				白色ワセリン 250mg・ステアリルアルコール 200mg・プロピレングリコール120mg・ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油6040mg・モノステアリン酸グリセリン10mg・パラオキシ安息香酸メチル 1mg・パラオキシ安息香酸プロピル 1mg・精製水 適量
軟膏	親水軟膏	白色ワセリン	基剤	○				白色ワセリン 250mg ;ステアリルアルコール200mg ;プロピレングリコール 120mg ;モノステアリン酸グリセリン10mg;添加物としてポリオキシエチレン硬化ヒマシ油60、メチルパラベン、プロピルパラベンを含む。
軟膏	親水軟膏「ヨシダ」	白色ワセリン	基剤	○				白色ワセリン250g、ステアリルアルコール200g、プロピレングリコール120g、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油6040g、モノステアリン酸グリセリン10gを含む。添加物としてメチルパラベン、プロピルパラベンを含有する。
軟膏	親水軟膏	白色ワセリン	基剤	○				白色ワセリン 25g・ステアリルアルコール 20g・プロピレングリコール 12g・ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油604g・モノステアリン酸グリセリン 1g・パラオキシ安息香酸メチル 0.1g・パラオキシ安息香酸プロピル 0.1g・精製水適量 含有する。
軟膏	親水軟膏(JG)	白色ワセリン	基剤	○				本品100g中：白色ワセリン25g；ステアリルアルコール20g；プロピレングリコール12g；ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油604g；モノステアリン酸グリセリン1g；パラオキシ安息香酸メチル0.1g；パラオキシ安息香酸プロピル 0.1g；精製水適量
軟膏	吸水軟膏「ホエイ」	白色ワセリン	基剤	○				日局白色ワセリン 400mg；日局セタノール 100mg；日局サラシミツロウ 50mg；日局セスキオレイン酸ソルビタン50mg；日局ラウロマクロゴール 5mg；日局パラオキシ安息香酸メチル1mg；日局パラオキシ安息香酸プロピル 1mg；日局精製水 適量
軟膏	吸水軟膏	白色ワセリン	基剤	○				100g中：白色ワセリン 40g・セタノール 10g・サラシミツロウ 5g・セスキオレイン酸ソルビタン 5g・ラウロマクロゴール 0.5g・パラオキシ安息香酸メチル 0.1g・パラオキシ安息香酸プロピル 0.1g・精製水 適量 含有
軟膏	ソアナース軟膏	白糖 ポビドンヨード	先発					マクロゴール、グリセリン、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレングリコール、ペクチン、水添大豆リン脂質、ヨウ化K、クエン酸、水酸化Na
軟膏	ユーパスタコーワ軟膏	白糖 ポビドンヨード	先発					マクロゴール、グリセリン、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレングリコール、ヨウ化K、ペクチン、水添大豆リン脂質、クエン酸、水酸化Na
軟膏	インジシシュガーバスタ軟膏	白糖 ポビドンヨード	ジェネリック			○		マクロゴール400、マクロゴール1540、ポリオキシエチレン(160)ポリオキシプロピレン(30)グリコール、濃グリセリン、プルラン、ヨウ化カリウム、カルボキシビニルポリマー、尿素、pH調整剤

医薬品名	添付文書記載の性状より	有効成分	南江堂「今日のジェネリック医薬品2012 2013」より先発・ジェネリックの別	ワセリン	パラフィン	カルボキシビニルポリマー	ゲル化炭化水素	処方(組成)
軟膏	ポビドン pasta 軟膏		白糖 ポビドンヨード				○	マクロゴール400、マクロゴール1540、ポリオキシエチレン(160)ポリオキシプロピレン(30)グリコール、濃グリセリン、プルラン、ヨウ化カリウム、カルボキシビニルポリマー、尿素、水酸化ナトリウム、塩酸
軟膏	ネグミン シュガー軟膏		白糖 ポビドンヨード					精製白糖 70.0g; 日本薬局方 ポビドンヨード 3.0g; ポリエチレングリコール、グリセリン、ポリオキシエチレン(160)ポリオキシプロピレン(30)グリコール、ヨウ化ナトリウム、pH調節剤
軟膏	モービリン軟膏	親水性軟膏	副腎エキス ヘパリン類似物質 サリチル酸	ジェネリック	先発無し			セトステアリルアルコール、エドト酸ナトリウム水和物、チモール、ジエタノールアミン、ステアリン酸、1,3-ブチレングリコール、合成スクワラン、ステアリン酸ポリオキシル、ステアリン酸グリセリン
ゲル	モービリンゲル	ゼリー状軟膏	副腎エキス・ヘパリン類似物質配合	ジェネリック	先発無し		○	ジイソプロパノールアミン、チモール、香料、ハアセチルしょ糖、エタノール、カルボキシビニルポリマー、アジピン酸ジイソプロピル、トリアセチン、1,3-ブチレングリコール
クリーム	パンデルクリーム0.1%	親水性基材	酪酸プロピオン酸ヒドロコルチゾン	先発		○	○	ステアリルアルコール、軽質流動パラフィン、白色ワセリン、プロピレングリコール、ポリソルベート60、モノステアリン酸ソルビタン、自己乳化型モノステアリン酸グリセリン、パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸ブチル・クエン酸水和物
クリーム	ハーユロンクリーム0.1%		酪酸プロピオン酸ヒドロコルチゾン	ジェネリック		○	○	白色ワセリン、流動パラフィン、ステアリルアルコール、プロピレングリコール、ポリソルベート60、ステアリン酸ソルビタン、メチルパラベン、ブチルパラベン、クエン酸水和物
クリーム	イトロンクリーム0.1%		酪酸プロピオン酸ヒドロコルチゾン	ジェネリック			○	セタノール、流動パラフィン、ポリオキシエチレンステアリルエーテル、ポリオキシエチレンセチルエーテル、セトマクロゴール、エチルパラベン、ブチルパラベン、プロピレングリコール、エドト酸Na、pH調節剤2成分、その他1成分
軟膏	パンデル軟膏0.1%		酪酸プロピオン酸ヒドロコルチゾン	先発		○	○	プロピレングリコール脂肪酸エステル;ポリソルベート60;プロピレングリコール;パラフィン;流動パラフィン;白色ワセリン
軟膏	酪酸プロピオン酸ヒドロコルチゾン軟膏0.1%「YD」		酪酸プロピオン酸ヒドロコルチゾン	ジェネリック		○	○	流動パラフィン、ワセリンを含有する。
軟膏	イトロン軟膏0.1%		酪酸プロピオン酸ヒドロコルチゾン	ジェネリック		○	○	白色ワセリン、流動パラフィン、サラシミツロウ、ステアリン酸グリセリン、ポリソルベート60、1,3-ブチレングリコール、pH調節剤
軟膏	ハーユロン軟膏0.1%		酪酸プロピオン酸ヒドロコルチゾン	ジェネリック		○	○	流動パラフィン、白色ワセリン

平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

後発医薬品の更なる使用促進に向けた調査研究

「後発医薬品の更なる使用促進に向けた調査研究」に係るアンケート調査

研究代表者 緒方宏泰（国立医薬品食品衛生研究所薬品部客員研究員）

要旨

後発医薬品の情報収集手段について

MSやMRからの情報収集が過半数を占めている。調剤報酬の電子請求が行われ、ネット環境が整備されているにもかかわらずインターネット等による情報収集が慣行されていない状況にある。また、卸店が発行する情報誌の活用率は低い。

第三者による情報提供の必要性について

卸店や製薬団体及び厚労省（PMDAを含む）による取りまとめられた情報提供が求められている。すでに、卸店による情報誌等で情報発信されているが、それほど活用されていない点から、取りまとめ等に関する問題があるのかもしれない。

新規採用後の当該医薬品の医師への情報提供について

新規採用医薬品に関する医師への情報提供については、基本的に何かのついでに行う回答が多い。後発医薬品を選択した理由等を明確に示すための比較資料等を作成し、医師へ情報提供されているわけではなく、単に口頭や選択した当該薬剤の資料のみで情報提供されている場合が多いと推測できる。

薬剤師による残薬の有無の確認、重複投与の確認

残薬の有無の確認は全受付処方箋の46%を対象に行われ、そのうち、13%に残薬が疑われ、疑義照会の結果、その12%の処方に変更されていた。重複投与が疑われた処方箋数は全受付処方箋の0.5%であり、疑義照会によりその51%に変更されていた。残薬が起こる理由は患者の服薬遵守状況（アドヒアランス）が悪い、症状の改善、副作用の発現への患者の自己判断、患者が服薬管理しきれないほどの服薬種類数の多さなどがあげられるが、患者に対する的確な薬物治療が十分ではない状況を示すものである。医師、薬剤師が患者の疾病情報、治療方針も含め情報を共有し、治療に於ける協働作業を実質的なものにすることが必要である。

協力研究者 永田泰造（桜台薬局）

## 目的

後発医薬品に関連した情報および先発医薬品も含めた医薬品の有効性・安全性の情報を的確に収集し、まとめられ、評価され、それが、更に要望されているスタッフ、箇所に提供され、治療に役立てられることが、薬物治療にとっては必要不可欠である。後発医薬品の使用を促進するにあたって、改めて、我が国における医薬品情報の流れがクローズアップされてきている。平成 24 年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成 24 年度調査）において、「今後どのような対応が進めば患者等に後発医薬品の使用を進めてもよいと思うか」において、施設の回答（図表 103）では、後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の確保が上位 1 位あるいは 2 位にあり、医師の回答（図表 147）でも、上位 2 位であり、今なお、重要な事項となっている。一方、医療において薬剤師が後発医薬品情報を最も理解しうる職能を有し、しかも、使用促進の中心にあると理解されている。そこで、薬剤師に対し、後発医薬品の情報収集の現状、更に、医師への情報伝達の状況を調査し、我が国における医薬品情報の流れの課題を明らかにすることを目的に、薬剤師に対しアンケート調査を行った。

また、近年、薬物治療の適切な遂行を妨げる要因の一つに、あるいは適切な治療が十分に行われる体制にない事の結果の一つに、残薬、重複投与の存在が注目されている。この現象も薬物治療の過程において、薬物治療を担う医師、薬剤師を中心とした従事者間の情報の授受の課題でもある。そこで、薬剤師の扱う処方箋ベースで薬剤師が発見した残薬数、重複投与数の実態を明らかにすることを目的に、併せて調査した。

## 研究方法

調査に用いたアンケートを示す（資料）。

配布期間は、2013 年 2 月～3 月とし、配布数：1099（兵庫：244、福岡：307、滋賀：466、東京：82）で、日本薬剤師会を通じて配布を行った。メールあるいは郵送によって回答用紙を回収した。そのうち、回答数は 562（回収率 51.1%）であった。回答者の属性（当該項目に対する回答総数 466）は、個人；81（17%）、法人；385（83%）であった。

## 倫理面への配慮

回答用紙の受け取りおよびデータの集計は企画者とは異なる協力者に依頼し、集計の段階で回答者名などは切り離し、企画者は集計の結果のみを得た。

## 調査結果

集計結果を以下に示す。

「後発医薬品の更なる使用促進に向けた調査研究」に係るアンケート調査の集計結果  
配布期間：2013年2月～3月

配布数：1099(兵庫：244, 福岡：307, 滋賀：466, 東京：82)。日本薬剤師会を通じて配布

回答数：562 (回収率 51.1%)

回答者属性 (当該項目に対する回答総数 466)

個人；81(17%) 法人；385(83%)

後発医薬品調剤加算の状況 (当該項目に対する回答総数 345)

実数 (345 に対する比率；562 に対する比率)

加算 1：137(40%；24%) 加算 2：79(23%；14%) 加算 3：129(37%；23%)

H25年1月における状況

処方箋受付総枚数：810023 (平均 1451.7 枚) (当該項目に対する回答総数 558)

発行機関総数：27566 (平均 49.4) (当該項目に対する回答総数 557)

集中度： (平均 72.0%) (当該項目に対する回答総数 557)

質問2. 新規発売された後発品や既販売している後発品を自薬局が新たに採用するにあたって、採用前に比較調査する場合の手段について (複数回答可) (回答総数1308)

- |                                      |     |          |
|--------------------------------------|-----|----------|
| 1) 自薬局の薬剤師が各製品情報を入手し比較検討する           | 24% | (回答数309) |
| 2) 特定の医薬品メーカーの製品と決めている               | 12% |          |
| 3) 納入価格で判断する                         | 15% |          |
| 4) 処方医と協議して決める                       | 15% |          |
| 5) 購入担当者 (薬剤師以外) が決める (医療機関への相談はしない) | 5%  |          |
| 6) MR・MSが推奨する銘柄を優先する                 | 11% |          |
| 7) 先発品に外形・包装・名称等が類似した銘柄を優先する         | 12% |          |
| 8) 後発医薬品は出来る限り採用しない方針である。            | 1%  |          |
| 9) その他                               | 7%  |          |

質問2-2. 上記のうち最も優先されるもの (回答総数516)

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1) 自薬局の薬剤師が各製品情報を入手し比較検討する           | 34% |
| 2) 特定の医薬品メーカーの製品と決めている               | 13% |
| 3) 納入価格で判断する                         | 7%  |
| 4) 処方医と協議して決める                       | 17% |
| 5) 購入担当者 (薬剤師以外) が決める (医療機関への相談はしない) | 6%  |
| 6) MR・MSが推奨する銘柄を優先する                 | 7%  |
| 7) 先発品に外形・包装・名称等が類似した銘柄を優先する         | 5%  |
| 8) 後発医薬品は出来る限り採用しない方針である。            | 1%  |

9) その他 10%

3. 2.-①を選択された場合、比較検討するための情報の入手方法 (総数635)

- |  |     |
|--|-----|
| 1) 卸店から必要な情報の提供を求め比較検討する                     | 28% |
| 2) MRから必要な情報の提供を求め比較検討する                     | 29% |
| 3) インターネット等で情報収集し比較検討する                      | 22% |
| 4) 第三者(卸店や薬剤師会等が運営するD I室等)で纏められた資料を活用し比較検討する | 7%  |
| 5) 周辺の薬局等の薬剤師から得た採用状況や評価内容で判断する              | 11% |
| 6) その他                                       | 3%  |

4. 後発医薬品を採用するにあたって比較検討を行う場合、第三者が製品データを比較・整理し薬局に情報提供することができれば、採用する場合の品質評価を行う点から重要な資料になると考えますが、提供を行う機関について (総数808)

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1) 卸店(D I室)が取りまとめを行うべき          | 11% |
| 2) 後発医薬品に関する団体が取りまとめを行うべき       | 18% |
| 3) 厚生労働省が取りまとめを行うべき             | 25% |
| 4) 地域で基幹となる病院が取りまとめを行うべき        | 4%  |
| 5) 薬剤師会(D I室)が取りまとめを行うべき        | 12% |
| 6) PMDA(医薬品医療機器総合機構)が取りまとめを行うべき | 19% |
| 7) 各薬局で行うべきで、情報の提供に関して他の機関は必要ない | 6%  |
| 8) その他                          | 3%  |

5. 後発医薬品を自薬局で新規採用した後、処方医師へ行う医薬品情報の提供の内容について (総数635)

- |  |     |
|--|-----|
| 1) 新規採用した旨のみを情報提供する  | 18% |
| 2) 採用した後発医薬品について製品情報の要点を取り纏め情報提供する                                 | 13% |
| 3) 採用した後発医薬品と同一成分で発売されている主だった他の後発医薬品について製品情報の要点を比較できるように纏め情報提供している | 3%  |
| 4) 必要に応じて(疑義照会時等)情報提供している  | 40% |
| 5) 特に医師には情報提供を行わない   | 23% |
| 6) その他   | 3%  |

6. 問5.で①～③を選択された場合、情報提供の頻度について

(総数: 該当数217; 回答数223)

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1) 新規採用の度必ず情報提供する | 62% |
|-------------------|-----|

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 2) 発売時に情報提供しているので採用時には行わない        | 3%  |
| 3) 月ごとや3 カ月ごと等定期的な報告事項として情報提供している | 10% |
| 4) 医師から問い合わせがあった時に情報提供している        | 22% |
| 5) その他                            | 3%  |

7. 問5で①～③を選択された場合、提供する情報の内容について

(複数回答可) (回答総数712)

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1) 商品名      | 25% |
| 2) 製造販売メーカー | 22% |
| 3) 効能・効果    | 14% |
| 4) 外形・剤形    | 12% |
| 5) 副作用・相互作用 | 7%  |
| 6) 生物学的同等性  | 6%  |
| 7) 製剤的特徴    | 10% |
| 8) その他      | 3%  |

8. 平成24年の調剤報酬改定において、処方箋の様式や一般名処方の推進等により、後発医薬品を選択すべき機会が増加したと考えますが、後発医薬品への変更を妨げる要因について

(複数回答可) (回答総数1099)

- |  |     |
|--|-----|
| 1) 一般名の処方であるが変更不可の押印や✓点が記入されているので、薬歴より先発医薬品を使用している | 29% |
| 2) 変更不可の処方箋であるが、患者の変更希望により医師へ疑義照会するが変更の理解が取れない     | 11% |
| 3) 患者に後発医薬品の製品情報を説明しても理解を得られない                     | 24% |
| 4) 過去に患者の希望(先発希望)を確認しており、再度確認することに躊躇する             | 21% |
| 5) 医師に後発医薬品の製品情報を説明しても理解を得られない                     | 9%  |
| 6) その他   | 6%  |

9. 先発医薬品を希望する患者に後発医薬品への変更を提案する場合、提供すべき情報について

(総数1727)

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1) 製造販売メーカーの特徴             | 4%  |
| 2) 効能・効果の意味                | 12% |
| 3) 先発医薬品との製剤上の比較           | 18% |
| 4) 添加物の違い等を含めた副作用・相互作用について | 15% |
| 5) 生物学的同等性の意味              | 12% |

6) 価格差（自己負担金の軽減）	26%
7) 医療保険制度の問題点（医療費の増加等への対応施策）	12%
8) その他	1%

10. 後発医薬品を使用した場合において、お薬手帳に記載する医薬品の名称について  
(総数654)

1) 後発医薬品の名称のみ	31%
2) 後発医薬品の名称＋先発医薬品の名称	39%
3) 後発医薬品の名称＋先発医薬品の名称＋一般名	8%
4) 後発医薬品の名称＋一般名	22%

11. 平成25年2月25日～3月2日の間の平日に受け付けた処方箋のうち、任意の3日間について

①3 日間の曜日毎の全受付処方箋枚数 総数 99755

集計対象処方箋の受付施設数の曜日分布 回答施設数 537

月：285 火：365 水：400 木：265 金：165 土：121

② ①のうち後発医薬品がある先発医薬品の延べ品目数 119227

②のうち後発医薬品を調剤した延べ品目数(%) 34565(29%)

③ ①のうち一般名で処方された医薬品の延べ品目数(%) 36649(31%)

③のうち先発医薬品で調剤した延べ品目数(%) 17744(48%)

④ ①のうち残薬の有無を確認した処方箋枚数 54878(46%)

④のうち残薬が疑われた処方箋枚数 6944(13%)

うち、疑義照会し、処方変更された処方箋枚数 821(12%)

うち、疑義照会したが、処方変更されなかった処方箋枚数 372(5%)

残薬確認に伴い、削減された薬剤費等について

削減された品目延べ数 1194

削減された品目のうち、前回と処方内容（用量、投与日数を含む。）が同じであった延べ品目数 2330

前回の処方における処方期間ごとの削減された品目数

1～14日：（品目） 404

15～30日：（品目） 628

31～60日：（品目） 223

61～90日：（品目） 76

91～日：（品目） 2

処方無し：（品目） 12

不明：（品目）	1927
削減された薬剤費の総合計（総合計金額）	総額：1,237,430円（回答数310）
	施設平均：3,992円
⑤ ①のうち重複投薬が疑われた処方箋枚数(%)	476(0.5%)
うち、疑義照会し、処方変更された処方箋枚数(%)	244(51%)
うち、疑義照会したが、処方変更されなかった処方箋枚数(%)	70(15%)

重複投薬確認に伴い、削減された薬剤費について

削減された延べ品目数	232
削減された薬剤費の総合計（総合計金額）	総額330,650円（回答数283）
	施設平均：1,168円

⑥患者との面談から処方内容に疑問があり、疑義照会を行った処方箋枚数(%)	1598(2%)
うち、処方内容に変更があった処方箋枚数(%)	1151(72%)

12. 大量の残薬が生じる理由として多いと考えられるものについて（複数回答可）

1) 症状の改善、副作用の発現等により、患者の判断により服薬を中止したため	25%
2) 服薬種類数が多く、患者が服薬管理しきれないため	23%
3) 用法用量の誤認や、飲み忘れ、面倒くさいといった理由等により、服薬遵守状況（アドヒアランス）が悪い	35%
4) 副作用の発生や症状の変化等により再受診（入院を含む）したため	11%
5) その他	5%

13. 残薬又は重複投薬が疑われ、疑義照会を行った結果について、0～10（整数）の大まかな割合

①残薬が疑われた場合	
・処方内容が変更されたもの	7割
・処方内容が変更されなかったもの	2割
②重複投薬が疑われた場合	
・処方内容が変更されたもの	8割
・処方内容が変更されなかったもの	2割

考察

回答者の属性

平成24年度診療報酬改定結果検証に係る調査での調査対象保険薬局は、個人12.0%、法人87.8%、後発医薬品調剤体制加算では、加算1が20.9%、加算2が15.3%、加算3が29.4%、算定していないが33.6%となっている。また、1か月間の取扱い処方箋枚数は平均値1160.6枚、中央値999.5枚となっている。また、受け付けた処方箋中の後発医薬品を調剤した延べ品目数割合、一般名で処方された医薬品の延べ品目数割合、先発医薬品で調剤された延べ品目数割合なども含め、今回の調査の属性や調剤の状況はほぼこれらの値に類似しており、偏った群での調査にはなっていないと考えられる。

#### 医薬品情報の授受について

薬剤師が後発医薬品を採用・選択するための比較調査の手段は、製品情報を入手する(24%)と最も多いが、一方、納入価格(15%)、処方医との協議(15%)、特定メーカー製品(12%)、先発品と外形・包装・名称などの類似性(12%)、MR・MSが推奨する銘柄(11%)等、医薬品の有効性・安全性に係わる情報以外の取り扱い上の項目が60%を超えている。しかし、その中で最も優先されるものとしては製品情報での比較検討が挙げられている。製品情報の入手方法は、MR(29%)、卸店(28%)と50%を超え、次にITなどを使った情報収集(22%)となっている。また、第三者の作成した資料、周辺の薬剤師からの情報の利用は少ない。薬剤師として共同の作業やネットワークを構築するあるいは利用することは少なく、主にメーカーや卸店に依存した情報収集が主体となっていることが推定出来る。また、第三者の情報としては、厚労省、PMDA、ジェネリック製薬協などによる作成が期待されており、薬剤師会、地域の基幹病院などのとりまとめは期待の対象としては少ない。

薬剤師から医師への後発医薬品情報の提供については、必要に応じて疑義照会時等に提供(40%)と最も多く、また、特には医師には情報提供を行っていない(23%)を含めると、60%が消極的な行動に留まっていると推定される。一方、新規採用した旨の提供(18%)、製品情報の要点(13%)、主だった他の後発品の製品情報の比較資料(3%)など、必ず医薬品情報を提供するなどの意識的な取り組みは34%に留まっている。意識的な取り組みが行われている場合のその内容では、新規採用の際には必ず情報提供する(62%)、定期的な情報提供(13%)、医師からの問い合わせがあるときに(22%)と、薬剤師からの意識的な提供姿勢が伺われる。しかし、提供する内容は割合の大きい順に、商品名(25%)、製造販売メーカー名(22%)、効能・効果(14%)となっており、製剤的特徴(10%)、外形・剤形(12%)などの後発医薬品間の差異に関する情報や、一般に強調されている副作用・相互作用(7%)の提供は少ない。取扱い上、最低必要な情報に限られている傾向が認められる。医師の要望もこれらの事項に限られている結果かも知れない。

薬剤師から患者への後発医薬品情報の提供については、価格差(自己負担の差)(26%)と最も多く、製剤上の比較(18%)、添加剤の違いなどを含めた副作用・相互作用(15%)で過半数を占めている。

後発医薬品への変更を妨げる要因として、変更不可の記入(29%)、患者の理解が得られない(24%)、過去での患者の先発医薬品の希望(21%)が挙げられている。医師、患者への働きかけにより理解を得ることが必要と認識されている。

薬剤師による残薬、重複投与のモニターとそれによる調剤品目数の削減

残薬の有無の確認は全受付処方箋の46%を対象に行われた。そのうち、13%に残薬が疑われ、疑義照会の結果、その12%の処方に変更された。その結果、削減された薬剤費の総合計金額は1施設平均3,992円となった。この金額は562施設を対象にした3日間の金額であるが、この値が普遍的な金額であり、年間の処方箋数を約7.8億枚(平成23年度)に換算すると、残薬の有無の確認による医療費削減額は年間総額約97億円(注1)と推定することが可能である。

重複投与が疑われた処方箋数は全受付処方箋の0.5%であり、疑義照会によりその51%が変更されている。その結果、削減された薬剤費の総合計金額は1施設平均1,168円となった。この金額は562施設を対象にした3日間の金額である。同様の換算を行うと、重複投与の確認による医療費削減額は年間総額約26億円(注2)と推定することが可能である。

患者との面談から処方内容に疑問があり疑義照会が行われた処方箋数は全受付数の2%であり、その72%では内容が変更されている。

残薬が生じる原因として薬剤師が考えている事項としては、服薬遵守状況の悪さ(35%)、患者判断による服薬中止(25%)、服薬種類の多さなどから患者による服薬管理の困難性(23%)が挙げられている。患者の薬物治療への理解を深めること、一方で、適正な薬物治療が行われるよう医師の処方作成への薬剤師の関与が必要と認識されている。

注1 総額 1,237,430 円 × (77,851 万枚 ÷ 9.9755 万枚) = 約 96.57 億円

注2 総額 325,158 円 × (77,851 万枚 ÷ 9.9755 万枚) = 約 26.16 億円

## 結論

後発医薬品の社会的な位置づけおよび実態からすると、後発医薬品情報は薬剤師自らが収集し、評価する事が求められているにも拘わらず、後発医薬品情報の入手先が主に、先発医薬品と同様にメーカーや卸店に依存した情報収集が主体となっていることが示された。ネット環境が整備されているにもかかわらずインターネット等による情報収集が慣行されていない状況にある。また、薬剤師が行っている場合も、個々の薬剤師の個別の行為に留まり、近隣の薬剤師で共有している例は少ないと推定された。また、薬剤師会などの組織やグループで発信する情報を作る動きも少ないと推定された。

また、医師への医薬品情報提供については、後発医薬品において、変更した医薬品の名前など必要最小限度の情報であり、後発医薬品の製剤的特性や有効性・安全性情報までの範囲にまでは及んでいない。一方で、医師は医薬品情報を求めており、医師が求め

ている情報の内容と薬剤師が提供している内容の間に乖離があるように思われる。医師の希望が薬剤師に伝えられていない状況が見える。医師はメーカーや卸に求める傾向が強い。後発医薬品情報は薬剤師が組織としてグループとして、地域全体を対象として医師の要望に応える職能集団であるとの存在感を示していくことが、情報不足を補う改善策であると考えられる。

残薬の有無の確認は全受付処方箋の46%を対象に行われ、そのうち、13%に残薬が疑われ、疑義照会の結果、その12%の処方箋が変更されていた。その結果、推定された金額を仮にそのまま全体に広げると、残薬の有無の確認による医療費削減額は年間総額約97億円と推定された。同様に、重複投与が疑われた処方箋数は全受付処方箋の0.5%であり、疑義照会によりその51%が変更されていた。その結果を仮に全国に広げると、重複投与の確認による医療費削減額は年間総額約26億円と推定された。残薬が起こる理由は患者の服薬遵守状況（アドヒアランス）が悪い、症状の改善、副作用の発現への患者の自己判断、患者が服薬管理しきれないほどの服薬種類数の多さなどがあげられるが、患者に対する的確な薬物治療が行われていない状況を示すものである。医師、薬剤師が患者の疾病情報、治療方針も含め情報を共有し、治療に於ける協働作業を実質的なものにする必要がある。

#### 添付資料

平成24年度厚生労働科学特別研究事業

「後発医薬品の更なる使用促進に向けた調査研究」（緒方宏泰研究班）に係るアンケート調査

平成24年度厚生労働科学特別研究事業  
「後発医薬品の更なる使用促進に向けた調査研究」(緒方宏泰研究班)  
に係るアンケート調査

※ 以下のラベルに、電話番号とご回答者のお名前をご記入ください。ご記入頂いた電話番号とお名前は、本調査の照会で使用するためのものであり、それ以外の目的のために使用することはございません。また、適切に保管・管理致しますので、ご記入の程、よろしくお願い申し上げます。

薬局名	
開設主体	法人 ・ 個人
所在地	
電話番号	(            )            —
ご回答者名	

<ご回答方法>

- ・ あてはまる番号をエクセル回答用紙にご記入ください。「※○は1 つだけ」という質問については、あてはまる番号を1 つだけご記入ください。
- ・ ( ) 内には具体的な数値、用語等を回答用紙にご記入ください。
- ・ ( ) 内に数値を記入する設問で、該当なしは「0 (ゼロ)」を、わからない場合は「—」を回答用紙にご記入ください。
- ・ 特に断りのない限り、平成25年1月末現在の状況についてお答えください。

インターネットで回答用紙を送信できない場合は、ご面倒ですが封書にてアンケート用紙最終稿に記載された住所にご郵送してください。

1. 貴薬局の状況についてお伺いいたします。

① 後発医薬品調剤体制加算について ※ ○はひとつだけ	1) 後発医薬品調剤体制加算 1 (5点)
	2) 後発医薬品調剤体制加算 2 (15点)
	3) 後発医薬品調剤体制加算 3 (19点)
② 平成25年1月の貴薬局の処方箋受付枚数	枚
③ 平成25年1月の貴薬局で受け付けた処方箋の発行医療機関数	施設
④ 平成25年1月における、一の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合の最高値(集中度)	%

2. 新規発売された後発品や既販売している後発品を自薬局が新たに採用するにあたって、採用前に比較調査する場合の手段について回答してください。(複数回答可)

1)	自薬局の薬剤師が各製品情報を入手し比較検討する	⇒	3. へ
2)	特定の医薬品メーカーの製品と決めている		
3)	納入価格で判断する		
4)	処方医と協議して決める		
5)	購入担当者(薬剤師以外)が決める(医療機関への相談はしない)		
6)	MR・MSが推奨する銘柄を優先する		
7)	先発品に外形・包装・名称等が類似した銘柄を優先する		
8)	後発医薬品は出来る限り採用しない方針である。		
9)	その他		

2-2. 上記のうち最も優先されるものはどれですか 回答番号 ( )

3. 2-①を選択された場合、比較検討するための情報の入手方法について回答してください。

1)	卸店から必要な情報の提供を求め比較検討する
2)	MRから必要な情報の提供を求め比較検討する
3)	インターネット等で情報収集し比較検討する
4)	第三者(卸店や薬剤師会等が運営するD I室等)で纏められた資料を活用し比較検討する
5)	周辺の薬局等の薬剤師から得た採用状況や評価内容で判断する
6)	その他

4. 後発医薬品を採用するにあたって比較検討を行う場合、第三者が製品データを比較・整理し薬局に情報提供することができれば、採用する場合の品質評価を行う点から重要な資料になると考えますが、提供を行う機関について回答してください。

1)	卸店(D I室)が取りまとめを行うべき
2)	後発医薬品に関する団体が取りまとめを行うべき
3)	厚生省が取りまとめを行うべき
4)	地域で基幹となる病院が取りまとめを行うべき
5)	薬剤師会(D I室)が取りまとめを行うべき
6)	PMDA(医薬品医療機器総合機構)が取りまとめを行うべき
7)	各薬局で行うべきで、情報の提供に関して他の機関は必要ない
8)	その他( )

5. 後発医薬品を自薬局で新規採用した後、処方医師へ行う医薬品情報の提供の内容について回答してください。

1)	新規採用した旨のみを情報提供する。
2)	採用した後発医薬品について製品情報の要点を取り纏め情報提供する。
3)	採用した後発医薬品と同一成分で発売されている主だった他の後発医薬品について製品情報の要点を比較できるよう纏め情報提供している。
4)	必要に応じて（疑義照会時等）情報提供している。
5)	特に医師には情報提供を行わない
6)	その他

6. 問5.で①～③を選択された場合、情報提供の頻度について回答してください。

1)	新規採用の度必ず情報提供する
2)	発売時に情報提供しているので採用時には行わない。
3)	月ごとや3カ月ごと等定期的な報告事項として情報提供している
4)	医師から問い合わせがあった時に情報提供している。
5)	その他（ ）

7. 問5で①～③を選択された場合、提供する情報の内容について回答してください。  
（複数回答可）

1)	商品名
2)	製造販売メーカー
3)	効能・効果
4)	外形・剤形
5)	副作用・相互作用
6)	生物学的同等性
7)	製剤的特徴
8)	その他

8. 平成 24 年の調剤報酬改定において、処方箋の様式や一般名処方の推進等により、後発医薬品を選択すべき機会が増加したと考えますが、後発医薬品への変更を妨げる要因について回答してください。（複数回答可）

1)	一般名の処方であるが変更不可の押印や✓点が記入されているので、薬歴より先発医薬品を使用している。
2)	変更不可の処方箋であるが、患者の変更希望により医師へ疑義照会するが変更の了解が取れない。
3)	患者に後発医薬品の製品情報を説明しても理解を得られない。
4)	過去に患者の希望（先発希望）を確認しており、再度確認することに躊躇する。
5)	医師に後発医薬品の製品情報を説明しても理解を得られない。
6)	その他（ ）

9. 先発医薬品を希望する患者に後発医薬品への変更を提案する場合、提供すべき情報について回答してください。

1)	製造販売メーカーの特徴
2)	効能・効果の意味
3)	先発医薬品との製剤上の比較
4)	添加物の違い等を含めた副作用・相互作用について
5)	生物学的同等性の意味
6)	価格差（自己負担金の軽減）
7)	医療保険制度の問題点（医療費の増加等への対応施策）
8)	その他（ ）

10. 後発医薬品を使用した場合において、お薬手帳に記載する医薬品の名称についてお伺いします。

- 1) 後発医薬品の名称のみ
- 2) 後発医薬品の名称＋先発医薬品の名称
- 3) 後発医薬品の名称＋先発医薬品の名称＋一般名
- 4) 後発医薬品の名称＋一般名

- 10-2. 患者が持参したお薬手帳をさらに活用して残薬確認や重複投薬確認等の精度を上げるために、新たにお薬手帳に記載すべき項目があればお知らせください（自由記載）